

# 征韓論争の政治過程 (一)

山 川 雄 巳

## 目 次

- 一 大院君の对外政策と幕末日韓関係
- 二 明治維新と征韓論の形成(以上本号)

一九〇一(明治三十四)年十一月上旬、米国からフランスへと大西洋上を航行しつつあったリンダム号の喫煙室において、伊藤博文は古谷久綱につきのうのように語ったという。「宇内各方面に於ける人類の生存競争日に益々激烈を加へ来れる第十九世紀に於て、我帝国の僅々四十年間に、斯かる長足の進歩を為したるは、吾も人も均しく一驚を喫したる所なり。維新前五十年井上等と共に、初めて英国に遊び、其文物燦然たるを目撃し、所謂周の文明は、其実西洋に於て実行せらるると云ふも、過言にあらざるを思ひ、爾來尊王開国の為に一身を犠牲に供せんと決心したる予等と雖、假令天寿を保つも、己の存生中に斯かる好成绩を挙げ得べしとは予期せざりしなり。然らば今後は如何と云ふに、人智固より限あれば、二百年三百年の後を予想する事を得ざるを以て、予等は己の思慮の及ぶ限を尽し、将来の為に最善なりと信ずる措置を施して後の賢者を待つのみ。其れに対しても寒心に堪へざるは日本国民の態度なり。国民として愛国心なく自重心なきものは固より論ずるに足らずと雖、所謂小成に安じて遠大の志望を欠き、大和民族なるもの

は人類盛衰の原則以外に立てる、一種特別の人種の如く心得、他国の正当なる権利と利益を無視して傍若無人の行為に出でん乎、国を誤るは火を見るより明なり。古より驕る者久しからずとは、啻に個人に就てのみならず、国家に対しても亦動すべからざるの真理なり。史を繙て盛衰の跡を見るに、国家の滅ぶるは他之を滅すにあらざりて、概ね躬自ら之を滅すものなり。我日本国民の如きも、此道理を充分に理解し、上下協力、事々物々利害得失を打算し、其措置を誤るなくんば、激烈なる生存競争場裡に立つも、尚国家を泰山の安きに置くを得べし<sup>1)</sup>。明治国家の卓越した政治指導者自身による日本の近代化過程に対する評言として、味うべき言葉である。伊藤の述懐は単なる自画自讃ではない。幕末から明治維新を経て日清戦争にいたる日本の「富国強兵」・「文明開化」政策が顕著な成功を収めたことを誰が否定できるであろうか。明治日本の近代化過程の根本的特徴がその迅速性にあるということは、今日、比較政治学上の通説となつていってよい。明治国家は、政治権力の集中と拡大を巧みに統一しつづ一連の巨大な社会的変革を実行し、国家指導者たちが念願した「万国対峙」の体裁をとりうるにいたつた。その意味では明治政治史全体が民族的危機感に媒介された外圧への成功せる「民族革命」<sup>2)</sup>の対応であつた。しかし、列強の帝国主義的闘争が東アジアを重要な舞台としておこなわれるという国際的条件が存在する限り、地理的位置よりしてその直接的影響をこうむるわが国は、自己の民族的独立を防衛するために民族革命的対応を続けざるをえないのであつて、右の命題は、むしろ近代日本政治史全体に拡張されるべきであろう。明治国家体制確立にともなうわが国の対外行動は、世界的な帝国主義闘争の激化とあいまって、民族的危機感を拡大再生産した。近代化はこの民族革命的対応過程の前期的形態であるが、危機感が膨脹的コミットメントによつてある水準以上に昂進すると、自由と合理性を核心とする近代化のコースは放棄され、「近代化の崩壊」<sup>3)</sup>現象が起つてくる。そしてこの国際的コミットメントと「非近代化」との連繫は、つ

いに太平洋戦争の敗戦による日本帝国の崩壊に導く破壊的悪循環回路を形成したのであった。伊藤博文は、一九〇九年十月、ハルピン駅頭に斃れたが、彼の死後わずか三〇年あまりで、みずからの心血を注いだ国家体制がそのような最後をとげるとは生前予想しなかったであろう。

近代日本の政治は、国内的諸条件と国際的諸条件が、実にクリティカルでデリケートな形で関連しあっていた。それは、一九世紀末に東アジアに出現した新興統一国家としての日本に負わされた運命であったが、このような事態は現代世界における準先進国日本にとっても無縁ではない。このような視角から日本の政治的近代化過程を逐時的に眺望するとき、われわれは、明治六（一八七三）年における征韓論争に注目せざるをえない。

論争は、征韓派四参議の辞任と大久保政権の成立によって一応終結したが、それは単なる政府閣僚の平和的交替ではなかった。動搖は軍と警察におよび、要人が襲撃され、いくつかの小さいクーデタ計画が実行に移された。佐賀の乱、萩の乱を経て、やがて西南戦争が勃発する。政府は私学校党との武力闘争の勝利によって、ようやく自己の地位を確立する。そしてこのような激流のうちにわが国最初の政党が結成され、自由民権運動が展開してゆくのである。征韓論分裂は日本の近代化を主動的に推進しつつあった政府の分裂であって、その政治的連鎖反応による政治諸勢力の大分裂は、近代日本政治の特質の形成に対してきわめて重大な影響を及ぼしたのである。明治初年に対外政策をめぐってこのような政治的大爆発が起りえたということは、さきに述べたような問題意識からすれば十分な検討を加える価値があるであろう。さらに、征韓論のうちには「日本のその後の大陸政策の理論と実践というものが、ここに既に悉く具備されている」という事情がある。それへの反省はいわゆるアジア・アフリカ問題へのわが国の今後の態度についても示唆するところ少なくないであろう。

以上のような観点から、私は、征韓論争の背景をなす国際的・国内的分脈を検討し、閣議における政策論争を頂点とする政治過程を分析したいと考える。

まず明治初年における日韓紛争を両当事国の国内的国際的情勢に関連させつつ歴史的に考察することから始めよう。

- (1) 古谷久綱『藤公余影』一四四—一四七ページ。
- (2) 岡義武『近代日本政治史』I、八八—八九ページ、丸山真男「明治国家の思想」(歴史学研究会編『日本社会の史的究明』所収)を参照。
- (3) S・N・アイゼンシュタット「近代化—成長と多様性—」石田雄解説・大森弥訳(『社会科学研究』第一六巻第一号所収)を参照。
- (4) 丸山真男・前掲論文二九—三〇ページ。

## 一、大院君の対外政策と幕末日韓関係

1 朝鮮半島は中国大陸の東端から南へ突出し、玄界灘を介して日本九州に対している。この地理的位置は、朝鮮民族の運命を、中国および日本の消長との密接な連関のもとに置いた。古代から近代にいたるまで、東アジアの国際政治的・文明的中心はつねに中国であったが、地理的遠隔性にたすけられた日本が早くからこの国際秩序における政治的独立をかちえていたのに対して、朝鮮は、陸続きの中国大陸からの政治的圧力によって、中国の冊封体制的枠組から脱出することは困難であった。

倭寇のひんばんたる侵寇、ついで豊臣秀吉による本格的侵略(一五九二—一五九七年)をこうむったのち、李氏朝鮮は、対馬藩を介しての徳川幕府の外交によって、一六〇七(慶長十二)年に日本との国交を回復し、第一回の「通信便」として呂祐吉らを差遣した。その後、一七六四年(一一代將軍家治)まで、一五七年間の期間に、計一回の通信使が来日した(一二代將軍家斉以降は経費節減のため対馬において接受した)。わが鎖国日本との関係は、通信

使往来のほか、釜山に倭館が設置され、対馬藩宗氏を通して毎年定額の日韓貿易がおこなわれた。宗氏は、朝鮮側から年米百石を給与され、この貿易によって利をあげたが、朝鮮に対して卑屈な態度で接し、朝鮮もまた対馬を属州視した。その一端は、釜山における日韓交渉形式を規定した「倭書式」によって知られる。朝鮮は、古代から伝統的に日本への大陸文化流入の中間媒介者の役割をはたしてきており、徳川幕府時代にもわが国よりも文化水準が高かった。しかも、朝鮮側のもっとも恐れていた日本民族の軍事的勇猛さは、幕府の長期にわたる政策によって体制的に無害化されていた。かくして、徳川時代において日本軽侮の意識は牢固たるものとなったのである。このような朝鮮側の対日意識は、後にみるように、明治初年の日韓紛争の重要な原因の一つとなった。李氏朝鮮の国家政策の指導原理は、尊周思想を頂点とする儒教的観念であるが、その国際的具体化として、一方日本に対する「島夷」意識と一体化した善隣策、他方中国に対する「事大」の礼がとられたのである。しかしこの立場は、守旧的権威主義との共棲関係にあり、危機における朝鮮の対外政策に致命的な非現実性を付与しがちであった。その一例は、満州および中国大陸で生じた政治的大変動に対応しそこなって、建国まもない清と戦を交え、脆くも敗れた仁祖の行動(一六三六年)である。

改めて清を宗主国とした(一六三七年)後の朝鮮は、約二世紀間、対中・対日国際関係の安定に恵まれた。しかし、すでに、従来の土着的勢力とは異質の、科学・技術において圧倒的に優越した強大な政治・文化勢力が東アジアへの本格的な侵入を開始し、その意味において東アジアは、他の後進地域とともに「ヨーロッパの膨脹」の無定型な客体に転化しつつあったのである。その重圧をもっとも厳しい形で受けとめなければならなかったのは、いうまでもなく清帝国である。一八四二年阿片戦争に敗れた清国は、南京条約によって「開国」し、巨体を列強の蚕食に委ねた。つづいて一八五三年には日本も日米和親条約をもって「開国」した。この間にあって、朝鮮の「開国」は、かなり遅れ、

一八七六年、日本との間に締結された江華条約によってなされた。このようなラグが生じたのは、当時の極東における国際政治が中国での権益を中心としていたこと、航路の観点からすれば、朝鮮の地理的位置は太平洋から日本列島および琉球列島によって遮断されており、比較的重要でなかったこと、さらに李氏政権が強く鎖国政策に執着していたことなどによる。

一七、八世紀に、清に対する事大の礼と日本に対する善隣政策によって国際関係が安定したことは、李朝体制下の政治をしますます近視眼的なミクロ・ポリティックスたらしめたが、この時期における小額貨幣「常平通宝」<sup>(1)</sup>の本格的流通と商品生産の展開は、科田法的諸制度の解体と、社会成層の再編成を促進し、新しい国内的問題状況を生み出しつつあった。<sup>(2)</sup> 富農・小商品生産層が台頭し、収奪される貧農層は自己の再生産も不可能な状態に追いつめられて暴動をくりかえした。一八二二年当時、飢民の数は、平安道九〇万、黄海道五二万、江原道一二万、慶尚道九二万、忠清道一八万、全羅道六九万、計三三三万に達したといわれる。<sup>(3)</sup> 当時、朝鮮の支配的なイデオロギーは、依然として伝統的な儒教・朱子学であったが、中人階級の勢力を反映して実学思想が現われ、キリスト教も一八世紀末から漸次浸透しつつあった。しかしこれらの諸問題を統御すべき国家機構は、閔族勢道政治によって腐敗していた。

高宗<sup>(在位一八六三)</sup>が即位し、その生父すなわち興宣君李昰応<sup>(一八三〇)</sup>が実権を掌握したのは一八六三年であるが、その前年には慶尚道、全羅道、忠清道等の南部先進地帯を中心に大規模な農民反乱<sup>(壬戌農民反乱)</sup>が起っている。しかも六〇年代以降、朝鮮は欧米諸国による本格的衝撃にさらされ、のみならず二六〇年間にわたって善隣関係を保ってきた日本との紛争にまきこまれることになるのである。この時期の李氏朝鮮は、内憂外患ただならぬ危機に直面していたといわなければならない。

李昞<sup>(4)</sup>は、輕佻無頼の宗室として指弾された南延君球の第四子であるが、貧窮の境遇にあって少年時代から「市井豪俠の徒」と交わり、放蕩な生活を続けていた。反面、非特権的商人層および下層雑業層との交遊が、彼に伝統的儒教思想とはかなり異った人間教育を施したことも事実であろう。また彼は、財務関係の下級官署に關係して、王族としては珍らしく実務的知識を身につけていたといわれる。こうした彼の閱歴は、彼に独自の政治的資産を与えることになった。不遇時代、一日彼は世道金左根に謁を求めたが、時の戸曹判書沈宜冕に「官道令(5)(俗称宗室封君者曰宮道令)当守官而已、何至纍纍曳履于宰相家」と嘲けられた、という。放蕩無頼の興宣君昞の精神的内奥をうかがわせる一挿話である。その彼が、四三歳にして、李氏政権の実権を握って立つに至ったのである。

彼が郡守閔致久女を夫人として得た第二子載晃(命福)は、哲宗薨逝と莊世子系の断絶にともなう戚族世道政治の力学によって王位を継承した。李太王(私諡高宗)である。先例により興宣君は大院君に封ぜられた(一八六三年陰曆十二月)。李太王は若年(一二歳)であつたので、憲宗の父孝明世子の夫人神貞大王大妃の垂簾聽政が宣せられることになった。しかし長く戚族政権を握ってきた安東金氏に対抗して大妃一族を支持しうる強力な政治家は大院君以外になつた。かくして神貞大王大妃は万機を大院君に委任し、大院君はなんらの官職にも就かずして庶政を総裁したのである。後年に彼が書いた次のような文章は、おそらく政権掌握直後の彼の心境を知るためにも役立つであろう。

試看今日之國家、意是誰人之國家乎、不料朝議之猝亂、至此極也、書契之受不受、廟堂自有之國家之保不保、我一人<sup>(6)</sup>在焉、我有家僮、可率以殉、即青邱三千里、豈非賢聖朝宗培養之遺裔乎、到此之地、僉君子倘以我爲妄耶、言至於此、惟在僉諒之。

彼は腐敗した安東金氏の世道政治を肅清しただけでなく、門閥貴族の抵抗を排除しつつ新人材を登用した。大院君勢力の実態に関する残された資料は乏しく、その究明は困難であるが、彼が登用・重用した、李景夏、李宜翼、鄭景

世、韓啓源、柳厚祚、任商準、姜渚、姜時求、王庭陽、劉大致らの人々、さらに執吏の白樂瑞・白樂弼一族、徐殷老、千喜然らの社会的出自から、「非特権的封建貴族層、及び常民層によって構成されていた」とされている。<sup>(7)</sup>

大院君の政策的立場は、郡県領域に支配権をもち国家の統制外にあった書院への弾圧（李太王二年三月）によく示されている。大院君はこのほか一連の政策によって、腐朽した李氏政権の家産官僚制の中央集権化による刷新を計った。官許の商業ギルドたる都賈の禁止、租税制度の整備、軍備の強化、大土木事業の展開、対外的国威宣揚政策などに、われわれは李朝絶対主義への意欲を看取することができるであろう。少なくとも、大院君政権とその行動は、重大な危機の挑戦に直面した李氏朝鮮が、事実上なした最後の剛直な応答であった。とくに、後述するように外圧への対応という観点からすれば、その国際情勢判断の当否は別として、ある程度の民族主義的性格をもちえた政権だといつてよいと思われる。<sup>(8)</sup>

しかし大院君の政策は、封建的守旧層に猛烈な反動を生み出さずにはいなかった。書院の弾圧によって儒林の集団勢力を敵に廻したことは、世論操縦をきわめて困難にした。士党の大院君政策に対する批判は公然たるものがあり、景福宮造営等の土木事業、絶えざる収斂、書院撤棄の愚を痛撃してやまなかったのである。その代表的なものは、李太王三年九月十二日における儒林勢力の代表者李恒老の上疏、およびその門下勉庵崔益鉉による、李太王五年十月十日の上疏、李太王十年十月、十一月における上疏である。<sup>(9)</sup> 大院君はもちろん憤激焦慮したが遂に手を下しえなかった。これらの巨大な影響力による反大院君の連鎖反応を恐れたためである。大院君勢力は宮廷内でも重大な挑戦を受けていた。国王は長ずるに及んで、李太王十二年二月に大王王妃の垂簾が撤せられているにもかかわらず続けられた大院君独裁に不満を抱き、父子が政権をめぐる暗闘を演ずるに至ったが、戚族閔氏および領中樞府事李裕元のごとき有



力な政治家が対外政策批判をかがげて国王に左担した。李太王派は右のような世論の圧力を背景に大院君側の対抗策を封じつつ機をとらえ、十年十月三日(明治六年十二月二十二日)庶務親政を宣し、人事を更迭した。かくして十年間にわたる大院君政権は終焉し、彼は病と称して京城北門外三溪洞山荘に退き、さらに楊州に去った。彼が京城雲岷宮に帰還したのは、李太王十二年六月になってのことであった。

大院君政権の崩壊には、外庄による国論分裂が大きい作用を及ぼしている。そこで、項を改めて大院君の対外政策を考察することにした。

- (1) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』(一九四〇年)は、李氏朝鮮の三大禍として、外寇、朋党、戚族の三者をあげている。同書上巻一ページ。なお、旗田巍『朝鮮史』、金達寿『朝鮮』を参照。
- (2) 梶村秀樹「李朝後半期朝鮮の社会経済構成に関する最近の研究をめぐって」(『朝鮮研究月報』第二〇号(一九六三年))を参照。
- (3) 金達寿・前掲書九六ページによる。
- (4) 大院君の伝記としては『興宣大院君伝』(会余録第一集所収、菊池謙讓『大院君伝』(一九一〇年))等がある。
- (5) 田保橋・前掲書、上巻三三ページ参照。
- (6) 竜湖間録巻二丙子正月十八日雲岷書。田保橋・前掲書、上巻五一〇ページより引用。
- (7) 梶村秀樹「朝鮮近代史の若干の問題」(『歴史学研究』第二八八号)六〇ページ参照。
- (8) 『朝鮮近代革命運動史』(在日本朝鮮人科学者協会社会科学部歴史部会訳)は、大院君の政策について、かなり高く評価し、とくに排外政策を「愛国主義的」と評価している。
- (9) 田保橋・前掲書、上巻三四一四四ページを参照。

2 朝鮮における「西力東漸」現象は、まず両班官人による党論と結びついたキリスト教研究として現われ、一七九一年には弾圧が加えられている。信仰としてのキリスト教伝道は、正祖十八(一七九四)年、清国人神父周文諶の京城潜入に始まる。六年後には信者に迫害が加えられた(「辛酉邪学獄」)。弾圧を免れた信徒は、司書院堂上訳官趙進

吉を中心として運動し、フランス海外伝教協会の宣教師三名を一八三三—三七年の間に清国を經由して京城に迎えたが、三九年八月には、宣教師、教会幹部は官憲によって逮捕され殺された。しかしその後も宣教師の朝鮮潜入は止まず、李太王即位前には、フランス人神父一、二名、信徒は少なくとも二万人に達していた。そのなかには李太王の乳母朴氏も含まれており、大院君の夫人、すなわち府大夫夫人閔氏もその感化を受けていたといわれる。天主教禁令は名目的に存在していたが、綱紀弛靡し布教はほとんどこれを無視しておこなわれている状態であった。

しかるに大院君政権樹立後、朝鮮人信者のあいだに注目すべき動きがみられるにいたった。大院君は、国際情勢に對して早くから関心をもち、特に哲宗末期以来、咸鏡道慶興府・会寧府地方へのロシアの進出に對する憂慮を示していたが、<sup>(1)</sup>奉教人前承旨南鍾三・生員洪鳳周らは、フランス人神父との関係を利用してフランスおよびイギリスの駐北京公使と連絡し、朝鮮と仏・英との同盟を締結して、ロシアを牽制するという方策を上稟し、これによって天主教を解禁を実現しよう、と画策したのである。<sup>(2)</sup>南鍾三らの提案した政策にはいくつかの問題点がある。第一に、西洋文物の一つであるキリスト教を公認することによって、伝統的秩序の閉鎖的な精神的基盤が急速に侵蝕され、そのため体制内危機がさらに深刻化しはすまいか。第二に、公認は党争と結びつく。守旧的儒林勢力が大反撃に出るであろう。第三に、ロシアを制するためにフランス・イギリスと同盟することは、後二者による朝鮮介入を承認することを意味する。前者・後者はいずれも清国に對する事例で実証済みの油断のならない強大な「洋夷」ではないか。小国朝鮮が二強の圧力に直接さらされることになれば、李氏政権の困苦は言語に絶することになるであろう。そして以上のことよりもむしろ重大なことは、禁制されているキリスト教の信者が、解禁のために公然このような政治的行動に訴えたことである。かれらは布教のためには国外勢力と通謀して政權を變更しようと企図するかも知れない。

このような問題状況への対応策にもいくつかの路線が考えられうるであろう。大院君は果断に強硬な排外主義的路线を選んだ。金鍾三の上稟後まもない李太王三年一月五日、まずベルヌウ司教の使役人李先伊が漢城府によって逮捕されたのを発端として、ベルヌウ、ダヴリュイ両司教のほかフランス人神父九名、南鍾三、洪鳳周らが捕えられ、地方信徒を加えて一万名<sup>(3)</sup>に近い人々が刑戮されたのである(「丙寅大獄」)。「半島の猛虎」と呼ばれた大院君の苛烈な排外思想は、ここに初めてその政治的表現をえたわけである。しかし事件はそれだけで済むわけはなかった。フランス極東艦隊司令長官ローズ少将は、丙寅大獄に生き残ったフランス人神父三人の使者リデル神父の連絡を受けて事態を重視し、駐清フランス公使ベロネーと打合せたうえ一八六一年九月十八日(李太王三年八月十日)、朝鮮威力偵察のために三隻より成る小艦隊を芝罘から出航させたのである。

そのすこし前、李太王三年六月十八日に天津を出港した米国商船ジェネラル・シャーマン号は、貿易の目的で七月中旬に朝鮮側の制止にかかわらず大同江を溯航し平壤に接近しつつあった。七月十六日、同号追跡中の平安監營中軍が同号乗組員によって逮捕される事件が起つたため、平壤の官民は憤激し、なかば自然発生的な大衆行動によって同号を攻撃し、七月二十四日これを撃沈してしまった。アメリカ人船主、船長、イギリス人宣教師以下乗組員約二〇名は全滅した<sup>(4)</sup>。大院君はこの報告をうけて大いに喜び論功行賞をおこなった。この事件は大院君の排外的コミットメントを深める結果になった。おそらく平壤人民大衆の熱狂的な攘夷行動が、丙寅大獄によって開始された彼の排外政策に対する自信を強めたであろう。大衆的支持を獲得しうる排外政策をかかげることは、大院君の企図する国内体制強化にカタルシスとして作用するはずである。

さて、ローズ艦隊は、八月下旬に漢江を溯江し、楊花津と西江まで侵入した。異様船が首都人士に与えた心理的影

響は深刻であったが、このときは偵察行為のみで仏艦隊は引揚げた。しかし、同年九月には在極東フランス海軍の総力を結集した七隻編成艦隊が、賠償と開国について朝鮮側と交渉する目的で再航した。九月六日、フランス陸戦隊と海兵隊は江華府甲串津を占領し、翌七日、ローズ少将は漢江口封鎖を宣言した。八日、フランス軍は江華府を攻撃してこれを占領し、大量の天銀・書籍などを略奪した。しかし、漢江口封鎖によって首都への貢米輸送を遮断して朝鮮政府の屈服をまつという戦略をとったため、フランス軍はそれ以上の大規模行動に訴えなかった。他方、大院君は九月八日、訓練大将李景夏を幾輔沿海巡撫使、御営中軍李容熙を幾輔沿海巡撫使中軍、金声根・安驥泳を従事官に任命し、即日李容熙をして将官九、将校五二、軍兵二、〇二一名を率いて出征せしめた。しかし、大院君の講じた策のうち最も効果があったのは、徽募狙撃兵の部隊である「獅虎軍」の組織である。漢城府の常備軍は、実数一万に近く六營に分属していたが、士気低劣な、あまりあてにならない軍隊であった。これに対して獅虎軍は、その多くが獅師出身で射撃技術にすぐれており、義勇軍のつねとして士気も高かったのである。九月十一日、韓・仏両国の外交接触がおこなわれたが、九月十四日、大院君は政府につきのような廻章を送致して徹底抗戦を命じた。

人字下有死字、國字下有亡字、自古天地之常法、洋夷之侵犯、列國亦自古有之、于今幾百年、此賊不敢得意、伊自年前中國許和之後、跳跟之心一倍叵測、到處施惡、並受其毒、惟獨不行於我國、實是箕聖在天陰騭也、到此之地、所恃者禮儀也、所恃者衆心成城也、今日上下若有疑懼、則萬事瓦解、國事去矣、我有四條件、畫定矢心者、諒此血誓、隨我歸後焉。

- 一 不耐其苦、若許和親、則是賣國也、
- 一 不耐其毒、若許交易、則是亡國也、
- 一 賊迫京城、若有去邪、則是危國也、
- 一 若有恠術六丁六甲、喚鬼喚神、設奇逐賊、日後之弊、尤甚於邪學、

此紙輪照干諸公、務從定心、晝算伏望。<sup>(5)</sup>

戦局は小競合を除いて膠着していたが、全国八道からの義勇兵を加えて朝鮮側兵力は漸次増強され、やがて十月二日、約五〇〇人の朝鮮側狙撃部隊が鼎足山城でフランス軍一支隊を迎撃して大損害を与えるに至った。ローズ少将は、結氷による艦隊の行動能力喪失を恐れていたもので右の戦鬪を勘案して撤退を決意した。かくして十月十二日、漢江口封鎖解除を宣言し、艦隊に横浜・上海・芝罘へと解散帰航を命じたのである。

シャーマン号撃沈に続いてフランス極東艦隊に対して収めたこの戦勝によって、朝鮮官民の攘夷熱が昂進したことはいうまでもない。<sup>(6)</sup> 大院君は、同年冬至使行に託してフランス艦隊撃退の顛末を清礼部に咨報せしめるとともに、十月十五日、礼曹に命じて対馬藩を通じて幕府に告報させた。この告報は南鍾三らの丙寅大獄から説き起して、李太王三(一七六六)年に起った三つの「洋擾」事件に関して説明し、「弊邦昇平日久、戎政弛而武備疎」と謙遜しつつ、「洋舶大小三十余艘」の来襲を撃退した様子を伝え、日本の警戒を促している。<sup>(7)</sup> すでに外圧によって開国し自然発生の攘夷運動に手を焼いていた徳川幕府に対して、伝統的善隣国朝鮮がこのような告報を送ったことは、一種皮肉な感じがする。現象的にみれば、一方は一戦も交えず「洋夷」に屈し、他方は戦って勝った。国家の威信において隔絶の差があるからである。対外政策の是非は別として、体制的動員能力という点で、この時点では両国政権にかなりの相違があったことは認めてよいと思う。

さて、フランス艦隊の朝鮮攻撃は、伝統的な日韓関係にも微妙な影響を及ぼし、暗影をなげかけることになる。つぎに、この問題を検討することにした。

(一) 一八六〇年帝政ロシアは豆満江を介して朝鮮と接触するにいたった。

- (2) 田保橋・前掲書上巻五二一七五ページを参照。
- (3) 同右、五七ページ、一説には三万名という。金達寿・前掲書参照。
- (4) Cf. Tyler Dennett, *Americans in Eastern Asia, 1922*, pp. 417-418.
- (5) 議政府草記李太王丙寅年九月十四日、製洋隨錄李太王丙寅年九月十四日。
- (6) 『朝鮮近代革命運動史』二一四一ページは、フランス極東艦隊撃退、シヤーマン号撃沈事件、一八七一年のアメリカ極東艦隊撃退における朝鮮人民の「拳族的抗戦」をきわめて理想化して描いている。なお、一八七一年、大院君はアメリカ極東艦隊との交戦中に「辛未斥邪碑」を全国の要所にたてさせた。この碑は彼がみずから撰文したもので、縦一三六・五、横五六・二センチメートルの石材に「洋夷侵犯非戦即和主和売国 戒我万年子孫丙寅作辛未立」と氣鋒鋭い二四字が刻まれたものである。
- (7) 『宗重正家記』巻一慶応三年丁卯朝鮮事件、田保橋・前掲書一〇四一〇六ページ参照。

3 釜山の倭館は、フランス艦隊が漢江口を封鎖し江華府を一時的に占領した直後にこの事件を探知し、情報蒐集に努めていたが、さいわい倭字訓導安東峻が慶応二年九月十二日まで京城に滞在していたので、この騒乱を目撃して帰任した彼からの実況聴取に基いて、倭館は対州藩への報告をおこない、対馬藩庁は在京中の老中板倉伊賀守と江戸の留守幕閣に上申した。これとは別に、横浜外字新聞には、横浜に帰航した旗艦ラゲリエルに搭乗していたローズ少将のフランス公使への報告によって、フランス艦隊の行動に関する詳細な記事が掲載された。<sup>(1)</sup> これらの情報に基いて、將軍徳川慶喜は慶応三年一月、朝鮮・米・仏間の紛争を調停すべく決意した。慶喜が、なぜ政事多端な際に一見さほど重要とも思えぬ国際的居中調停に乗りだしたのか、という問題については説がわかれているが、文久二(一八六二)年七月に慶喜が將軍職に就任する以前から、幕府外交政策には航海遠略論的構想が現われてきており、<sup>(2)</sup> 伝統的善隣関係の尊重による「純然たる好意」<sup>(3)</sup> からするだけのものではなく、仏・米と提携しつつ、「内訌を外征に転ずる」<sup>(4)</sup> (山田方谷) ことに真意があり、「後年の征韓論の先駆をなす」と考えるべきであろう。幕府は同年二月フランス側

の意向を打診したが、清韓宗属關係に拘泥してロッシュ公使は消極的であつた。フランス極東艦隊の総力を以てしても成果は全く失望的であつたため、衰弱した幕府の能力などに期待できなかつたのであろう。それにもかかわらず幕府は遣使を決定し、二月十日、平山図書頭を対州御用出張の名儀で使節に任命した。三月十三日、朝鮮礼曹書契は幕府に進達された。それが救援や調停を求めようなものではなかつたことは前述したとおりであるが、幕府は使節団の準備を進行させ、四月にはアメリカ合衆国弁理公使ヴァルケンバーグにも打診を試みた。米國國務省は同年十一月、日本國政府の調停を受諾しその好意に感謝する旨回答した。当時、米國は一八六五年に終了した内乱の「再建期」の端緒にあり、極東國際政治からのその一時的後退が始まろうとしていたのである。<sup>(5)</sup>六月二十九日、幕府は使節差遣につき対州藩を通して東萊府使に正式伝達した。しかるに、大院君の排外政策へのコミットメントおよび清國への批判を考慮すれば、使節の儀禮的接受は別としても、彼が日本による調停を受け入れえたと考えられないが、その他に朝鮮の対日感情を悪化させる一事件が起つていたのである。

慶応三年三月、平山使節団が準備を整えていたころ、朝鮮では冬至使帰國便が同年二月十九日付清礼部咨文を京城にもたらした。同咨文は韓廷に大衝撃を与えた。清國同治五(一八六六)年十二月、香港滞在中の日本人八戸順叔<sup>(6)</sup>が同地方の漢字新聞(複数)に寄稿して日本の近代化を論じ、日韓關係に言及して日本は近く朝鮮を討つ意志があると述べているというのである。清國総理衙門は、朝鮮問題で仏・米兩國の抗議を受けていた折柄この新聞記事に注目し、日本がもし朝鮮半島を占拠するようなことがあれば清國に対する影響は重大であると判断し、情報を検証するために新聞紙摘録を添付のうえ朝鮮國王に密咨したのである。これに接した韓廷は、「壬辰の倭乱」の再来を恐怖するとともに、新聞に書かれてあつた「日本への朝貢」の真否を宗主國清に問われたことよつて深く誇を傷つけられ恥辱に

感じた。ただちに議政府は事実無根の旨清礼部に回答する一方、礼曹参判李沈応の名による対日詰問文書を発し、これを慶応三年五月十九日、老中板倉伊賀守に進達せしめた。これに対して八戸説を無根の風説として正式に否認する幕府の回答文書は、八月になって丙寅洋擾に関する回答とともに東萊府使鄭頭徳に伝達されたのであるが、すでに韓廷の動揺している六月に調停使節派遣の件が通告されたことよって煽られた猜疑と警戒心は消滅しなかった。書契の受納について若干の紛争があったのち、朝鮮側は、日本使節の差遣を公式に拒絶した。かくして幕府は、調停を諦めざるをえなくなったはずであるが、ゆきがかり上、「方今宇内之形勢、万国之事情篤と相悉」するためという名目で十一月に使節差遣を断行することにし、九月、釜山倭館を経て朝鮮側に通告した。内外情勢に照してみると、異常なほどの執念である。しかるに日本国内における政治権力の重大な変動によって、慶応三年十月十四日、徳川慶喜は大政奉還を上奏、翌十五日聴許せられたのである。しかし、その後も約三カ月間、前將軍慶喜は「曖昧なる形式で、外交上日本を代表して居た<sup>(7)</sup>」。十月二十五日、慶喜は上奏して改めて遣韓使節の勅許を得た<sup>(8)</sup>。かくして慶喜の命により平山凶書頭一行は、十二月一日大阪に到着、二日京都に入って朝鮮側との交渉について打ちあわせるところがあったが、幕府勢力と倒幕勢力の武力衝突の危機が切迫してきたので、使節団も事実上解消せざるをえなかったのである。加うるに、同十二月、東萊府使は、使節差遣を強行せんとする幕府の態度を奇怪なりとして、遣使を拒絶する意志を重ねて明らかにした。かくして幕府の対韓積極外交は何らの結果をももたらさなのまま、明治新政府に継受されることになったのである。

幕末の日韓関係は、日本の意向に関する朝鮮側の疑惑の念によってすでに停頓の様相を呈し始めていたが、明治新政府の成立とともに、朝鮮の日本に対する警戒的な態度はますます昂進し、排日感情が高まってくるようになる。そ



して以前の排外意識一般が、排日意識として特殊化され集中化されるようになる。幕末—明治初年の日韓紛争には種々の原因があるが、決定的だったのは両国における近代化のラグである。そしてすくなくとも大院君政権は、日本がおこなった「和魂洋才」型の近代化の必然性を理解しうるほどには進歩的ではなかった。欧米諸国の植民地主義的行動に対する倫理的断罪とその技術的優秀性の讃美とを、日本人のように器用に分離することができないほど、朝鮮文化の精神的インテグリティは高かったといえるかもしれない。これと関連して日本の伝統的儒教文明からの逸脱現象をあげなければならぬ。欧米列強は朝鮮の宗主国清において数々の害悪を流したが、日本は比較的被害の少ないまま、開国後西洋諸国との友好関係を保ち、西洋文明の吸収に努めた。朝鮮側が日本の倫理的変質を懸念し、「洋倭通謀」を疑う根拠は存在したのである。<sup>(9)</sup> 当時の客観的状况によって、日本は朝鮮に関して「西力東漸」との一種の代理関係に立つ濃厚な可能性があったのである。実際に、明治政府は朝鮮を自己の政治的コントロールのもとに置くことを企図し、後年ついに成功する。大院君の段階における朝鮮にとつても、最大の注意を払うべき国際的対象は、当然、急速に変貌しつつあった隣国日本でなければならなかった。国家指導者・国家経営者として必要な巨視的権力感覚と政治的想像力が、大院君に欠けていたとは考えられない。しかし、この事態に対する意識を有しながら、大院君政権は長期にわたって硬直した反応をくりかえし、日韓関係を極度に緊張させることになる。彼の政治路線は全体としてこれを見れば決して単純な伝統主義的な反動ではない。当時の社会状況において李氏政権の再統合をはかることが彼の究極目的であったが、その対外政策もこの立場と密接不可分に関連しており、むしろ統治機構の整備と強化という政治的至上価値から演繹されているのである。おそらく、彼はみずからの対外政策について全く見透しをもっていなかったのではなく、政権の再編成のためには、少なくともいましばらく朝鮮の対欧米閉鎖が望ましいと判断した

のだ、と考えられる。しかし当時の世界情勢において朝鮮は極東における最後の鎖国国家であり、開国は時間の問題であった。彼にとつての根本的ディレンマは、朝鮮孤立政策という政治的善を貫徹するためには、「洋夷侵犯」という倫理的悪に対して暴力を以て報いなければならぬが、これに対しては「洋夷」の暴力的介入をまねき、ここに悪循環が発生するということである。この国際的紛争の渦巻を自己に有利に解決しうるためには、朝鮮は客観的に非力であった。しかも無差別的な「洋夷」表象は、反韓国際同盟戦線の結成を許すことになる点できわめて危険であった。さらに大院君は、明治初年の対日政策によって三百年来の善隣関係にあった日本を対立関係に追いやり、朝鮮の国際環境を一層悪化させた。このような状況は、清韓宗属関係における朝鮮の政治的な対清依存度を高めるものである。

江華条規で日本が朝鮮の開国に成功したのは右のような状況を巧みに利用しえたからであり、大院君の対外政策は日清戦争の遠因をなしている、ともいえよう。しかし大院君は清との宗属関係を強化しようとする努力を試みなかったし、またそのような意識ももちあわせていなかったのである。これは清王朝が「外夷」の出自であることによる。したがって、かれのとるべき唯一の用途は、国内体制の改革を推進しつつ、適当な時期を捉えて自主的に開国方針へと転換することではなければならなかった。その意味においても隣国日本との関係をいたずらに悪化させたことは、きわめてまずく、みずからの政権に致命傷を与えることになったのである。朝鮮近代史において大院君政権は、国民的存在としての朝鮮民族の運命にとって重大な岐路を決定した政権であったのである。

(1) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上巻三三二ページ以下を参照。

(2) これは、老中板倉勝静に対する、その謀臣山田方谷および軍艦奉行並勝海舟の影響によるものであった。洪沢栄一『徳川慶喜公伝』第四巻一四一―一八ページ、および後章二、2を参照。

(3) 田保橋・前掲書、上巻一〇七ページ。

- (4) 時野谷勝「明治初年の外交」二二六ページ。なお、石井孝『明治維新の国際的環境』五〇四ページ以下、および『西南記伝』上巻一、二三九ページにおける幕府の対仏工作の記述を参照。
- (5) Cf. Dennett, op. cit., pp. 418-421 433-434; L. H. Batisini, 'The Rise of American Influence in Asia and the Pacific, 1960', pp. 175-176.
- (6) 八戸順叔は「旧幕府遺老の伝へるところに従へば……代官手代八戸厚十郎の三男で、後姓を太陽寺(?)に改め、明治維新の際、上野国高崎藩の雇士となり、藩制改革に参与し、後東京府及び地方の属官に任ぜられた。幕末数次ヨーロッパに渡航した経験があると云ふ」(田保橋・前掲書二二二ページ)。「幕末にヨーロッパ渡航数回というのは、かなり特異な経歴である。かれは幕府の外交関係の一属僚であったと思われるが、老中板倉との何らかの接触があったであろう。外務官僚がこのような重大な失言をするとは考えられないし、数種の新聞に発表した点からみて、おそらく、意図的に流言を放ったものと推定される。おそらくそれは幕府の対韓政策の一布石であったであろう。」
- (7) 田保橋・前掲書、上巻二三四ページ。
- (8) 同日、対州藩京都留守居役大島友之允は、慶喜の意見を補う趣旨の上申をおこなっている。前老中板倉の文書によれば、この時点では使節派遣の目的は、日韓国交調整による貿易拡大におかれ、対滿(清)貿易との連関において構想されていた。洪沢・前掲書二七ページ。
- (9) Dennett, op. cit., p. 434によれば、ローズ艦隊の仏軍は、横浜にあるフランス兵營の軍人を多数用いた。このことから大院君は日仏通謀を疑っていた。彼は、伝統的善隣関係からすれば、幕府はローズ艦隊の出撃前にこれを制止すべきであったとし、日本に対して憤懣を抱いていたという。

## 二 明治維新と征韓論の形成

1 大院君の執政期(一八六三—七三年)とはぼ時を同じくして、天保期に起動した日本の社会的・政治的変革過程はそのクライマックスに達しつつあった。外圧によって助長された矛盾の深化のうちに、慶応三(一八六七)年十月十四日、徳川慶喜は「当今外国之交際日に盛んなるにより愈々朝権一途に出不<sub>レ</sub>申候而者綱紀難<sub>レ</sub>立候間、従来之旧習を改め政権を朝廷に奉<sub>レ</sub>帰、広く天下之公議を尽し聖断を仰ぎ、同心協力共に皇国を保護仕候得ば、必ず海外万国と可<sub>レ</sub>並立<sub>二</sub>候<sub>一</sub>とし、大政奉還の上表を提出、翌日受理された。慶喜はこの政治路線の実現によって、武力倒幕派の

勢力を制し、幕藩権力の実質的温存を計ろうとしたのである。しかしこれに対して倒幕派による反撃が加えられた。すなわち同年十二月九日、薩・土・芸・尾・越五藩の兵力による宮中の管制下に「王政復古の大号令」が発せられ、同夜の小御所会議において王政復古政府は慶喜に対する高圧的態度を示した。慶喜は巧みにこれを回避し、ここに、微妙・不安定な政局が出現した。しかし武力倒幕派の挑発工作が大きい原因となつて、ついに翌慶応四年一月三日、鳥羽・伏見において京都へと北上する旧幕軍一万五千とこれを迎えた薩長を中心とする討幕軍四千五百(一)が武力衝突するに至つた。全国的内乱の勃発である。鳥羽・伏見の戦は兩陣営抗争の帰趨に決定的な意味をもっていたが、連戦四日間、数的に劣勢であつた討幕軍が勝利を収めた。七日、慶喜追討令が発せられ、翌二月、東征大総督有栖川宮熾仁親王のもとに東征軍が進発した。官軍は、四月二十一日、江戸城に入城、五月彰義隊を撃破し、ついで関東地方の佐幕系諸勢力を掃蕩したのち、九月には奥羽越大同盟との戦にも終止符を打つた。旧幕臣榎本武揚一派が翌明治二年五月まで函館にたてこもっていたのを除けば、二六〇年間存続した政権の崩壊にともなうこの内乱が、わずか九カ月で終つたのである。(二)まさに「無常迅速」であるが、その主たる原因は、幕藩体制に対する批判意識が人民大衆の間で構造的に蓄積され、ある水準以上に達していたことにある。さらに、官軍のかかげた天皇親政イデオロギーが拳兵を正当化し支持を獲得する明確な思想的根拠を一般に提供しえたということも見逃しえない。天皇制の伝統的權威は、幕末における民族的危機に際して、幕府に対抗する政治勢力を自然発生的にひきよせることになつたのであるが、他に可能な国民的統合のコースがなかつたわけではない。しかし、明治維新は、朝廷という、民族の精神的統合におけるいわば最後の切り札自身の政治化という形で国民的統一を現実化したのである。天皇制はまた、明治維新以降の急速な日本の近代化を説明する有力な一要因であつたと思われる。

戊辰戦争継続中の慶応四(明治元)年四月二十一日、木戸孝允の起草による明治絶対主義国家の建国宣言といわれ三月十四日の五カ条御誓文を基礎として、福岡孝悌と副島種臣が起草した政体書が發布された。ここに規定された政治体系は、列藩連合軍を動員して討幕戦争を遂行しつつあった維新政府の状況を反映したものであった。<sup>(4)</sup>この時点では藩体制的個別領有権否定の姿勢はまだ明確にされえない。維新政府はこの段階ではまだ「連邦王政」的性格を脱してていない。しかし、列藩権力の動員は、明確な非対称的権威思想に基いておこなわれたものであり、しかも五カ条の御誓文にそえられた億兆安撫の宸諭には強固な権力意志をともなった一君万民思想が現われているのである。天皇親政体制のノミナルな強調が、リアリスティックな権力意志と政治的に結びつくとき、君主と「億兆」の間隙障害物たる封建的個別的領有権の否定は論理必然的であった。<sup>(5)</sup>ただし、ヴィジョンないしプログラムの存在とその具体化とは全く次元が異なる。維新政府は政治権力の確立のために必死の努力を重ねなければならなかった。翌明治二年四月六日、岩倉具視宛に三条実美はつぎのように書いている。

内にしては政府五官一として一致協力規律法度被<sub>レ</sub>相立<sub>二</sub>候處無<sub>レ</sub>之、各疑惑を懐き、其職を擔當して任ずるの氣無く、瓦解土崩難<sub>レ</sub>保の情態なり。右の如くに内外の憂患眼前に迫り、四方人心舊政府を慕ふの心彌相生じ、新政府の失體を輕蔑の勢にて、恐多き事ながら朝廷の威權は己に地に墜、皇風不<sub>レ</sub>振其危累卵の如く、嗚呼其責誰にか在る。實臣子の罪我輩死すとも余罪あり。<sup>(6)</sup>

このような状況の根本的原因は「わが国の維新はイギリスのチュードル王朝やドイツのホーエンツォルレン王朝の辿ったのと同じの途を歩まず、封建体制の実質上の打倒者である雄藩連合政権の上に、大政奉還と王政復古を実現することになったため、新政府の政治的基礎は、当初から、イギリスやドイツの場合に見られるほど強力な統一性を保有することが困難であった」<sup>(7)</sup>ことにあったといえよう。維新政府が自律的権力を獲得するためには、これを制肘する

藩体制の權威を清算しなければならぬが、そうすれば、「朝敵藩」等とはともかくとして、維新を実現させた勤皇諸藩に自己否定を迫らなければならない。どのような手順でこれを推進するのか。しかも、それが方策として可能であっても、これを実行する主体は各藩の出身者によって構成されていたのである。新政府の政府機構を構成する諸藩からの徴士・貢士層は忠誠心の分裂状況にさらされていた。徴士の一人であった大隈重信はつぎのように語っている。

時の政務の局に当る諸藩の有司と云い、將た民間に奔走する慨世愛國の士と云い、概ね是封建諸藩の士人にして、一方には萬世一系の皇上を奉載し、一方には、歴代世襲の藩侯に從屬し、宛ながら二君を載くといへるが如き一種奇觀の下に支配せられ、其藩侯の恩に浴し、其藩士の祿を食みたるものなり、夫れ然り是を以て、假令時運趨勢の然らしめる所とはいへ、俄に其封土を奉還せしめて藩侯の權勢を滅殺せんとするは、其の恩に浴し其の祿を食みたる臣子の得て爲すに及びざるのみならず、却つて不忠不義なる叛臣賊子として、忽ち嚴刑に遭ひ、酷罰を蒙り、身首其所を異にするに至るべし。是れ當時の志士が藩籍奉還の議を唱論し、封建廢滅の擧を決行するに及び、且つ能はざりし所以の私情なりしなり。

新政府への出向者は、つねに旧藩勢力による監視と圧力をうけていた。だからといってかれらが廢藩に消極的であったわけではない。とくに大隈を中心として大藏・民部省に結集した新官僚は、政治指導層や府県地方官と対立してさえ中央集權化を推進する傾向を示した。復古と革新が独特の形で結合された明治維新イデオロギーが彼らの朝臣たるの自負を鼓舞し、有利な地位と旧藩からの遊離が政府へのコミットメントを深めさせたのである。かれらの理想と新權力への情熱は、自己保存の本能が示すのと同一の方向を指向した。指導部では木戸は大隈派に依拠しつつ、廢藩置県に急進的立場をとり、漸進的な岩倉・大久保と対立した。しかし彼らはともに、朝權確立への牢固たる意志を共有していたことにおいて変りなかつたのである。

結局、木戸のイニシヤティブによって、過渡的処置として「版籍奉還」が企図され、巧妙な手続によって実現した

(明治二年六月)。その際、すでに明治元年十月の「藩治職制」によって、藩主の家計と藩財政を分離し、旧藩主層に有利な「家禄」保証を与えて特権的地位を承認しておいたことは、版籍奉還、さらに廃藩置県への抵抗を極小化する布石として、きわめて有効であった。<sup>12)</sup>ただし、藩士の禄(歳米給与)を相当削減したことは、とくに下級士族層を経済的に困苦させることになり、かれらを反政府運動に駆りたてる大きい原因となった。各藩不平士族層の憤懣を制御する地域的リーダーの役割は、当面、旧藩主層に期待されたが、かれらは大巾に威信を失っており、西郷隆盛を指導者とする薩摩藩のごときは、下級武士層を主体とする藩の改革と経営をおこない、藩知事を名目化してしまった。このため、薩藩は各藩不平士族の渴仰するところとなり、西郷はこれらの社会層に隠然たる勢威を有することになった。

ともかくこのようにして、藩は府・県と同じく地方官たる藩知事によって行政される地方行政区画となり、その管轄権のうちかなりのものが中央政府に移されることになった。二年七月八日には「職員令」が發布されたが、それは復古的色彩の濃い、天皇親政体制のより整合的な具体化を志向する統治体系を示すものであった。ただし、中央集権化の試金石ともいうべき兵制と税制の問題がほとんど未解決であったし、旧藩主が藩知事として藩における最高の地位についている限り、伝統的支配従関係は根強く残存することになる。鹿児島においても、封建的藩体制は実質的に強化されこそすれ、廃棄されたのではない。むしろ、「封建主義の極北」といわれるような士族国家体制が支配したのである。いずれにせよ政府直轄の府県同様に官選知事の派遣その他の手段を講じて、藩を中央の統制下におかなければ藩体制の清算は完了しない。しかし受け入れ側の諸藩の意向は「御国体之儀ニ付問題四条」に関する公議所での議事<sup>13)</sup>に表明されているように可否相なかばしていたし、凶作・一揆・暴動・反乱の陰謀・政府大官の暗殺事件等、

薩藩置県を断行するためには社会情勢はあまりにも險悪であり、とくに薩藩徴兵二大隊（九月）と土州藩徴兵の国許へのひきあげは人心の不安を大いにおおっていた。新政府の主体的条件の整備が、緊急事であった。その現実的方向をいち早く洞察したのは大久保利通である。彼は、明治二年十二月、島津久光・西郷隆盛ひきだし工作のための帰藩に際して同志に頒った一意見書において、「今日力ノ強弱ヲ計ルニ朝廷ヨリモ威力アル者ハ薩長也、然ルニ両藩力ヲ朝廷ニ用ヒスシテ藩々蓄ヘ不進シテ退クトキハ朝廷自ラ微弱ナル所以ナリ」と論じ、薩長両藩を「皇国ノ柱石」として朝権を確立すべきことを説いた。<sup>14</sup> 藩体制否定のために、パラドキシカルにも選良藩の力を利用しようとするところに新政府首脳の焦慮と苦渋がにじんでいる。しかしこの期における大久保・木戸の薩長提携構想は各自の旧国許で粉碎された。毛利敬親は木戸の勧誘を断った。そのうえ木戸は大楽源太郎らの脱隊騒動に遭遇して生命すら危うかった。大久保は旧藩主島津久光の満腔の鬱憤を浴びせかけられ、藩内の実力者西郷隆盛のひきだしにも失敗した。彼らは旧藩からの孤立を骨身に徹して痛感せねばならなかったのである。翌年末には、九州へ逃亡した大楽らの煽動によって日田県の大暴動が起り、政府は鎮圧に手を焼いた。それにもかかわらず、新政府は瓦解もせず、客観情勢は次第に政府に有利に展開しつつあった。政府財政の整備・拡充と対照的に各藩財政の窮乏化が加速度的に進行しつつあったからである。列藩同盟が戊辰戦争によって新政府に贈った旧幕領は実に決定的な意味をもっていたのである。

(1) 圭室謙成『西郷隆盛』九〇ページ。

(2) 原口清『戊辰戦争』、同上「明治維新政府の成立」（『歴史学研究』第三八号所収）等を参照。鎌田永吉「戊辰戦争―その歴史的意義―」（『日本歴史』第二〇〇号所収）は、原口氏の研究をめぐる諸家の見解を整理されたものである。

(3) 原口清・前掲論文、同上「藩体制の解体」（『岩波講座』『日本歴史』近代<sub>2</sub>所収）、池田敬正「幕府の倒壊と戊辰戦争」（『岩波講座』『日本歴史』近代<sub>1</sub>所収）を参照。なお石井孝『学説批判明治維新論』二八一ページ以下をも参照。



- (4) 太政官制度の組織論的考察としては、蠟山政道『政治史』(『現代日本文明史』2)、稲田正次『明治憲法成立史』上巻を参照。なお、石尾芳久『日本古代の天皇制と太政官制度』をも参照されたい。
- (5) E・サトウ『外交官の見た明治維新』(坂田精一訳) 下二九三ページにおける、中央集権化に関する伊藤博文の慶応四年一月十六日の言、および、竹味進之輔『廢藩置県』(『東京都立大学法学会雑誌』第五巻一・二号所収)を参照。
- (6) 『岩倉公夷記』中巻七〇六ページ。
- (7) 辻清明「統治構造における割拠性の基因」(『日本官僚制の研究』所収) 一〇〇ページ。
- (8) 『大隈伯爵白譚』三三三―三三四ページ。
- (9) 春畝公追頌会『伊藤博文伝』上巻四四二―四四四ページを参照。
- (10) 原口清「藩体制の解体」を参照されたい。
- (11) 薩・長・土・肥四藩主の上表にも現われているように、かれらは領地の再交付があるという期待をもたされていた。しかし、再交付は起こわれなかった。かれらは木戸のいう「一の謀略」に踊らされたのである。
- (12) 石井孝・前掲書、二九四、三一七ページ、E・H・ノーマン『日本における近代国家の成立』(大窪恩二訳) 二二―三ページ以下を参照。
- (13) 「公議所日誌」第十一、明治二年己巳五月、『明治文化全集』第一巻所収。
- (14) 『大久保利通文書』第三、三四六―三五八ページ。

2 明治一、二年の政治変動との関連で注目すべきことは、木戸孝允によって、この危機を打開する一方策として廟堂で征韓論が主張されたことである。以下これについて考察しなければならない。

慶応四年一月十五日、維新政府は、布告を発して開国和親の方針を対内的に明らかにするとともに、参与兼外国事務取調掛東久世通禧等を兵庫に派遣してイギリス・フランス・イタリア・アメリカ・オランダ・ロシアや六国の公使に接見せしめ、王政復古を宣言し、幕府からの外交権の接収を通告した。<sup>(1)</sup>さらに同年二月、宮中において各国公使の引見をおこなった。これらの出来事が世上、とくに攘夷路線で朝廷を支持してきた人々に非常な衝撃を与えたことはいまでもない。長い鎖国と儒教思想によって培養された幕藩体制的武士意識は、外圧を契機としてまさに「洋夷侵犯主

和売国」的反応を生じ易かったし、これが神国思想と結びついて多くの人々を幕府の開国和親政策への反対と朝廷の權威を中心とする政治行動へと駆り立てたのであった。攘夷論は反幕勢力を動員・組織する武器として威力を發揮した。明治維新が民族革命的性格をもっているということは、これを抜きにしては考えられない。わが国は、李氏朝鮮とは違って攘夷を契機として民族革命が生じた。しかし新政権は、より強固な権力基盤を摸索しつつ対外和親政策に転じたのである。もともと、攘夷論に媒介された「和親」は「売国」ではありえなかった。すでに同年三月の億兆安撫の宸翰にも国内体制の整備・充実ののち「万里ノ波濤ヲ拓開シ、国威ヲ四方ニ宣布」する旨、対外膨脹の意志が明らかにされている。「新政府のこの開国和親の方針は今日いう意味での国際主義に立脚したものではなく、それは航海遠略論を基底とした幕末開国論の系譜の上に立つものであった」。しかし新政府のこのような態度が理解されず、「朝廷の前きに攘夷を主張し給ひしは、畢竟幕府を倒さんが為の謀略なり。寧ろ旧幕府の時を以て勝れり……。議論聳然として起り、天下の人又方向に迷ふ」に至ったこともむしろ当然であった。翌明治二（一八六九）年正月の参与横井小楠暗殺事件、九月の兵部大輔大村益次郎暗殺事件は、かつての尊攘倒幕派下級武士層の新政府に対する憤激を示すものである。政府はみずからが依拠してきた攘夷派勢力の巨大な慣性のコントロールに苦しまなければならなかったのである。

新政府は政権樹立後、旧幕府の締結した一カ国との条約を尊重することを明らかにしたが、他面では「是迄於幕府ニ取結條約之中弊害有之候件々、利害得失公議之上御改革可レ被レ為レ在候」とこれらの不平等条約を改正する意志を宣言していた。しかし主として開国和親の態度を示す必要から慶応四年以降明治六年までにもさらに六カ国との不平等条約をむすんだ。国内的体制の混乱・未整備のため、到底、列国に対して政治的高姿勢をとりえなかったのだ

ある。

明治初年のわが国外交政策は、その後も長くそうであったように二面的な性格をもっていた。一方、欧米「列強」に対する従属と国際平等権の主張、他方、近代化の遅れた隣接諸国に対する高姿勢と特殊利害の主張、がこれである。<sup>(6)</sup>ただし、後者が可能であるためには、列強の支持、あるいは中立、または勢力均衡、ないしは利害分裂の間隙の存在という条件が必要であった。明治初年においては、列強の対立抗争と植民地での民族的抵抗の激化、アフリカへの関心などによって、日本に対する圧力は比較的弱くなっていた。明治初年の「国権外交」は、このような国際環境を利用しつつアジアの隣接地域への膨脹を企図したのであって、その典型的事例が対韓政策であったのである。

既述のように、維新政府は旧幕府に委任してあった外交権を慶応四年に接収したが、日韓外交については、対州藩の要望に応じてその世襲特権を認め、外国官所管事項から関係事項を移譲し、藩主宗对馬守義達(重正)に外国事務局輔の権限を付与した(同年三月二十三日)。同時に太政官は、木戸孝允の建議に基いて宗義達に対して「今般被廢幕府、王政御一新、万機御宸断ヲ以被仰出候ニ就而者、今後朝鮮御取扱之事件等、総而從朝廷可被仰出候条、此旨朝鮮国エ可相達御沙汰候事」と命令した。宗氏は四月二十二日にも外国官から重ねて王政復古の公式通告その他を命ぜられた。<sup>(8)</sup>対州藩に家役として日韓外交権を与えたのは、第一に旧幕時代から同藩が蓄積した専門家的知識と技術、第二に日韓交流が同藩財政に対してもつヴァイタルな意義、第三に同藩が長州藩と姻戚関係にあったこと、これと関連して両藩藩士に密接な交渉があり、特に対馬藩京都留守居役兼公用人大島友之允は総裁局顧問・参与木戸孝允と以前から親交があり、木戸は政策的にも大島を重んじたため、対州藩京都留守居役として藩の利害を代表する大島は新政府に対州藩の利害を十分聴取させたことなどによる。ただし、宗氏家役を認めたことは維新にともなう外交刷新の

理想と背馳し、国交停頓の一「暗流」<sup>(9)</sup>となったのである。なお、宗氏に日韓外交を家役として命じた慶応四年三月には、樺太でのロシアの勢力拡大に対抗するため蝦夷地開拓の決定がおこなわれ、箱館裁判所（のちの開拓使）が設立された。<sup>(10)</sup> 後年、征韓論争において反征韓派の論拠として蝦夷地開拓が採用されたことを思いあわせて興味深い。

木戸は吉田松陰の影響濃い長州藩出身者として、早くから航海遠略論的構想を抱いており、朝鮮の重要性に着目していた。木戸と大島友之允は文久二（一八六二）年九月、対州藩継嗣問題を通して知己となり、親交を結ぶに至ったのであるが、<sup>(11)</sup> 蛤門の変の前年文久三年の四月、両者は同道して大阪滞在中の勝海舟を訪問し、「朝鮮の議」を論じている。勝の日記によると、ヨーロッパの膨脹に対抗するためにアジア各国の「縦横連衝」策をとり、有無を通じ、学術を研究して対抗すべきだ、まず対馬を確保して、隣国の朝鮮にこの同盟への加入を求め、中国を加盟させよう、という構想が述べたとある。<sup>(12)</sup> 大島の藩対馬では、文久元年二月三日にロシアの軍艦が来航して七月二十五日まで退去せず、「六カ月以上にわたる……民族闘争」<sup>(13)</sup>がおこなわれた。木戸と大島は、外国軍事力による対馬の略取への対抗策をただすために幕府の軍艦奉行並であった勝を訪問したのであった。勝は右のような構想の実現に努力し、五月一日、幕府に建議した。文久二年、すでに幕府は航海遠路略論的構想に立って清国との修好を企てていたが、対馬の帰趨も、日本の安全保障に重大な影響を及ぼすことは明白であったので、政事多難であったにかかわらず、幕府は文久三年五月、対馬藩主宗氏に達書を与え、窮状打開のため加増を許可し、対馬防衛のための器械、軍艦の貸与も許可した。<sup>(14)</sup> 勝にも朝鮮工作の準備をするよう命令されたが、幕末政情の激動は容易にその実行を許さなかった。しかし幕府がこの問題に相当の熱意を有していたことは、元治元（一八六四）年三月、重ねて勝に、対馬藩への出張と朝鮮探索を命じていることによっても明らかである。この遠大な計画は結局、勝の手によって具体化されることはなかった。

しかしながら、先に述べた、慶応二(一八六六)年末の徳川慶喜による韓国とフランスおよび米国との居中調停の試みは、すでに着手され一時中断された政策を継受したものと考えることができよう。<sup>(15)</sup> 平山図書頭が陸兵二大隊と軍艦を率いて出発しようとしたことは、文久年間の「探索」段階から一步を進めて、「交渉」によって朝鮮を強い政治的コントロールのもとに置こうとした意図の現われとして注目される。おそらく八戸順叔による流言に恐慌した朝鮮の心理状態を利用して洞喝を加えつつ伝統的善隣関係に訴えれば開国させようと判断したのであろう。もし朝鮮の「開国」に幕府が成功していたとすれば、幕府の威信は高まり、幕末の国内政情、国際環境に多大の影響を与えていたであろう。政事繁忙中、一見さして重要とも思えない対韓外交に慶喜が非常な情熱を燃したことの真因は、成功による国内政局の好転への期待にあったと思われる。しかし、慶喜の着手は時すでに遅く水泡に帰した。右のような対韓交渉の経緯には、対馬藩の大島とともに木戸もいくらかの持分を有していた。彼が廟堂内随一の朝鮮通であり、朝鮮問題を重視したのも無理はない。老中板倉の謀臣山田方谷や勝海舟らの幕末対韓政策のアクティヴな記憶が木戸によって新政府に保存されたのである。このような観点からすれば、大政奉還後にかかわらず、慶応三年十月二十五日におこなわれた慶喜の上奏に対して、平山使節団派遣の勅許が下っているのは、重大な意味をもつものといわなければならぬ。すなわち、新政府はすでにこの時点において航海遠略論的構想に立つ対韓政策を肯定しているのである。その背後には総裁局顧問であった木戸がいる。慶応四年三月の億兆安撫の宸翰も木戸を中心として起草されたが、「遂には万里の波濤を拓開し国威を四方に宣布」するという宸翰中の言葉は、決して単なる「宣伝」ではなく、幕府の着手した対外政策を継受しつつ国権を拡張しようとする具体的な国家意志の発現であった。<sup>(16)</sup>

対州藩を通じての使節派遣も、主として木戸の尽力によって実現したのであるが、その企図について彼は後年つぎ

のように説明している。

朝鮮へ使を出す、余の建言する所にして、實に戊辰一新の春也、當時朝廷の規模、一定の上は、遠く西洋の各國とも好親の約あり。各國の公使等も親しく、天顔を拜するに至る。然るときは舊好の國と交を親敷するは不<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>言なり。況朝鮮の如きは、近隣の國にして、且友好の國なり。故別に一价の使節を遣し、一新の旨趣を告げ、互に將來往復せんことを望む、且遠く西洋とも通商を盛にするに至ては、亞細亞近國も又盛に開けずんば、前途の目途も又必<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>十分、雖<sub>レ</sub>然朝鮮の國情を察するに、彼頑にして容易に承諾するを思わず、去として今日の機會不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>失、又前途を慮るに、今日端を開き置かざるときは、又不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>るものありと、尤始は懇勸丁寧情實を尽し、其主意を陳し、然して彼曲を以我を待ち、不禮を加ふるに至ては、其用意なかるべからず、兵力を以てすると雖も、彼國終不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>開、且今日我皇國の形勢を想察するに、外に一事を生ずるときは、内地の進歩も大に速なることあらんと云々。<sup>(17)</sup>

この文によれば、木戸の対韓政策は、明らかに、幕府が着手していた航海遠略論的構想の系譜に位置するものであり、攘夷勢力のコントロールをも念頭に置いていたものといえるであろう。

明治元年五月中旬、対州藩京都留守居役大島友之允は在大阪外国官（知事伊達宗城）に出頭し、判事小松帯刀および権判事中西弘藏と会い、遣韓使節について接衝した。この会議で、図書式において「清朝との振合を考へ、朝鮮國王を多少格下<sub>レ</sub>げする」<sup>(18)</sup>（傍点筆者）、などの方針が決定された。なお大差使書契も外国官と対州藩の協議に基いて作成された。八月二十日、宗義達は敵原に帰着、使節を任命したが、使節の任務の重大性にかんがみて、その予報をする幹事官を特派することにし、九月八日、朝鮮方改役川本九左衛門をこれに任命、九月二十九日先行渡韓させた。かれが携行した裁判書契は、外国官決裁を受けた原案に基き、王政復古のための大差使入送と朝廷所賜の新印の使用を予報するものであった。<sup>(19)</sup>

幹事官派遣後の十月八日、藩主宗義達はつぎのような注目すべき戒諭を藩中に与えた。

彼國鑄造之圖書ヲ改メ、朝議之上製造之新印ヲ用ヒ、渠怪蔑侮慢藩臣ヲ以テ我ヲ待ツノ謬例ヲ正シ、舊來ノ國辱ヲ雪ギ、専ラ國體國威ヲ立ント欲ス、然ニ兩閩從前ノ習弊、此度之一舉ニ依リ、忽チ撤供撤市、我ヲ困セシムルノ策ニ出可申哉難斗、…將來之時機仮令國脈ニ拘リ候困難ヲ醸候共、間近御沙汰ノ趣モ有之、…成敗ヲ以テ意トセズ、國體ヲ立、勤王ノ道ヲ尽シ、社稷ト存亡スルハ臣タルノ分ニ候…<sup>(20)</sup>

対州藩のもっとも恐れていたことは、朝鮮の怒を買って糧米を絶たれることであつたが、その危険を十分に予見しつつも「専ラ國體國威ヲ立」てなければならぬといふのである。この観点からすれば、清韓宗属關係は重大な意味をもっている。日・清・韓三国はいずれも君主制をとっており、伝統的に外交文書の正文に漢文を用い、旧例故格が確立しているが、清の附庸国たる朝鮮は、独立国たる日本と、すくなくとも外交文書の用語において対等でありえないのである。してみると、朝鮮側は、王政復古通告文書の受納によつて、みずから名分的な対日格差を承認することになるであらう。そのような意味で、宗義達布告の異常な緊張に反映しているように、明治新政府による使節派遣は、日韓不平等關係への決定的第一歩であつたのである。このように権力的要素を多分に含んでいる問題を、外交的手段、しかも通告の形式で処理しようとしたのであつて、それが国家の威信に敏感になつて朝鮮側に容易に受け入れられるはずはなかつた。幹事官川本九右衛門は、十一月、草梁倭館において倭学訓導安東峻、別差李周鉉に裁判書契謄本を提示し、わが国の政治的変革について詳しい説明を加えた。しかるに訓導は、対州藩が予想したように、書契中皇室奉勅のごとき違格の字句があり、島主凶書を廃したことを攻撃し、書契受納を拒否した。十二月十九日には大修大差使も到着、二十一日に正官樋口鉄四郎が訓導と面接した。<sup>(21)</sup>しかし安東峻の態度は幹事官に対した時と同じで、大

修大差使が規外であること、書契中に違格の文字が多いことを責め、日本側の説明と要求を認めず、かえって使節一行の即時帰国を要求したのである。ただし、東萊府使鄭顛徳を通して裁判書契・大修大差使書契謄本は礼曹へ伝達された。<sup>(22)</sup>このようにして、日韓両国は、王政復古通告書契の授受をめぐって、いわば丸木橋のうえの二匹の牡山羊のように互に押し合いを始めたのである。このような状況は、対州藩家役免除（明治五年）、征韓論決裂（六年）を経て、実に江華条約締結（九年）に至るまで本質的に変らなかつたのである。

さて、やや意外なことであるが、十二月二十一日の大差使書契謄本の提示に先立つ、十二月十四日に、木戸孝允は日記につきのように記している。

明朝岩公御出立に附、前途之事件、御下問あり、依て數件を言上す。尤其大なる事件二あり、一は速に天下の方向を一定し、使節を朝鮮に遣し、彼無禮を問ひ、彼若不<sub>レ</sub>服ときは、鳴<sub>レ</sub>罪攻<sub>レ</sub>擊其土、大に神州の威を伸張せんことを願ふ。然るときは、天下の陋習忽一變して、遠く海外へ目的を定め、隨て百藝器械等、眞に實事に相進み、各内部を窺ひ、人の短を誹り、人の非を責、各自不<sub>レ</sub>顧省<sub>レ</sub>之惡弊一洗に至る。必國地大益不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>言ものあらん。<sup>(23)</sup>

維新政府が成立した後、朝鮮側が十二月十四日までに別段の「無礼」をはたらいたとすれば、十一月における裁判書契拒否であろう。この日記における「使節」は「無礼」を問うための使節であるから、王政復古を告知する大差使のことではない。後者は、一週間後の十二月二十一日に朝鮮側と予定の通りに接触したのである。木戸もよく知っているはずの従来<sub>の</sub>対州藩―朝鮮交渉の先例に照すとき、また大差使に関する情報を確認せずに、予報書類不受理<sub>く</sub>らしいことでそれほどの「無礼」とするのは不穩当であろう。<sup>(24)</sup>木戸の内面では、彼の経歴および対韓意識からして、さしたる抵抗も感じられなかつたであろうが、この「無礼」の概念が国家理性ないし国家エゴイズムの一表出であるこ



とは否定できない。すでに引用した遣使建言に関する日記の示しているように、「無礼」の生ずることは木戸は十分に予測しており、むしろ國際的紛争が生じることを見越して可とされていたのである。ここにおいて、使節差遣は和戦両様の意味を与えられていたことが判明する。すなわち、まず日韓關係の外交的調整として、つぎにこれが失敗した場合、朝鮮を軍事的に制圧するための出兵の口実としてである。ただし、朝鮮側の主張にもかかわらず、天皇親政イデオロギーを基礎とする明治維新後のわが国としては、皇・勅等の「違格の用語」の使用に固執せざるをえない事情があった。それは単なる国威宣揚の問題ではなく、明治国家の存在そのものの主張にかかわる問題であった。しかし、あくまでも「始は懲勸丁寧情実を尽す」ことを主意としていたはずである。予告書契不受理は交渉の全くの「始」ではなからうか。木戸の態度には飛躍があるといふべきである。この間の事情について、慶応四年閏四月以降新政府の外国官判事であり、同年十二月に、外国官副知事に就任した大隈重信は、つぎのように語っている。

征韓論は幕末の頃より己に其端を啓きぬ。然りと雖も、其時には道途の私議、若くは有志間の唱和に過ぎざりしに、其表面上の議論として、且有力なる議論として廟堂有司の顧慮を惹きたりしものは、明治元年に於ける木戸孝允の征韓論を以て嚆矢と爲す。木戸の議論を目し直ちに征韓でふ名を以てするは、稍々妥當を缺くの嫌なきにあらざるも、彼は維新の變革に由りて激揚したる人心を外に向け、以て其間に變革の善後策を講ずるの必要を感じたと、且つ韓の妄漫無禮は竟に不問に附し置く可からざるを思ひ、又た韓に對して其妄漫無禮の罪を問ふは、啻に激揚したる人心を外に向くる所以の途なるのみならず、即ち是韓土を克服して我と往古の關係を保たしむる所以の策なるを思ひたるに由り、對韓問題を揚げ來りて上下の唱和を得て、以て其志望を達せんと欲せしなり。是より先き、對州藩に大島綱之丞なる者あり、對州は韓地と僅に一葦水を呼ばゞ應へんばかりの隣境なるを以て、其往來交通常に絶えざるのみならず、我朝廷若くは幕府が韓と親交を訂する時は、對州藩主宗家、必ず其間に立ちて之を介せしを以て、日韓の交通上に最直接に其利害を感じ、最も詳細に其事情を知れるは對州藩にして、大島

は其藩に生れ、其藩に長じ、親しく今古に於ける日韓の交通關係を見聞せしを以て、深く其將來を憂慮する所あり、猛斷果決を以て韓國に臨むの已むべからざるを言い、其木戸と親交あるを幸ひに、備さに其事情を説き、木戸をして征韓論を唱ふるに至らしめたり。<sup>29</sup>

右の大隈による説明からしても、明治元年二月から十二月の間における木戸の對韓態度の急展開は、いま一層の究明を要するものが含まれているといわなければなるまい。この問題と木戸がその構想をどの程度具体化したかの詳細な検討は、章を改めておこなうことにするが、日本側の通告に対して、朝鮮側が、どのような理解を以て受けとめていたかを見ておこう。

大院君は日韓關係を重視し、東萊府使およびその監督官たる慶尚道觀察使に腹心鄭顛徳および金世鎬を任命し、さらに直接倭館と交渉する釜山倭学訓導安東峻を、ほとんどその私人としてその直接的指揮下においていた。<sup>26</sup>したがって、大院君の意向はこの三人、そのうちでもとくに訓導安東峻に徹底されていたはずである。しかるに、「頑冥不靈」な朝鮮側の態度に業を煮やした対州藩側は、明治二年三月に一種の実力行使に訴え、かれを数日間倭館に拘留し、朝鮮側の態度の真因を訊問したところ、三月十三日、幹伝官浦瀨最助に対して、安東峻はつぎのような説明を与えた。

一 日韓交渉は元來對馬の責任を以て其衝に當るところである。故に朝鮮は多年馬島に許多の恩恵を施して來た。故に今日日本より「新奇の雜事を作すとも、馬島に在て宜く當に防塞す可きことにして、豈因循して我國に持來て、我聽を煩す理あらんや」。殊に今回の事件は、寧ろ對馬が首動者として新政府を動かす、國交の變革を計畫した形跡がある。甚だ不都合と云ふべく、朝鮮としては對馬より如何に強要せられるとも應ずべきでない。此際朝鮮の取るべき方針としては、言を左右に託して、百万書契受理を遷延し、一方公貿易による米穀・木綿の支供を澁滞せしめ、其屈伏を待つのは寧ろ當然の行動である。

二 對馬の主張によれば、今次日本に於ては關白を廢し、天皇交隣を親裁すと云ふとも、果して事實であるか疑はしい。元來

交隣を關白に委任していた當時でも外國に關する事項は、關白より天皇に上奏し、その指揮を仰がざる理がない。若し關白を廢する必要があれば、之に相當する大臣を任命し、之に交隣を掌らしめるのは、蓋し當然と云はなければならぬ。

三 今次皇・勅等の文字を以て、日本より朝鮮に迫るのは、畢竟するに漸を追ひ、朝鮮を日本の臣隸とする野望を懷抱することを示すものである。對馬が一應王政復古を告知する裁判書契を受理せられたく、其承認と否とは朝鮮の隨意であり、又場合によつては書契の改撰に努力すると云ふけれども、信ずることが出来ない。之がため日本と和を失するが如きは、朝鮮として好むところではないが、「我より親交を不好之言は堅く守て不可言、唯言を左右に寄せ、因循模稜を以、隣好を不好に非ざれども、率由舊章を以て、陳防の要領とし、餘は曖昧朦朧、百段の術を以待之、一旦日本短慮を以て事を破るに至る時は、罪日本に在り、茲に至る時は國力を尽して相戦ふべきのみ。」<sup>(27)</sup>

日本政府および対州藩の思惑は、ほぼ完全に大院君によつて看破されており、しかも朝鮮側は明治二年三月當時すでに開戦にも応じる覚悟をきめていたのであつた。

- (1) 『日本外交文書』第一卷第一冊 二七—二八ページ。
- (2) 岡義武『近代日本政治史』一八九ページ参照。
- (3) 岡・前掲書 一一五ページ。なお、岡教授が指摘されるように、岩倉具視による三条実美への意見書(明治二年一月)に『海外万国は皆我が皇國の公敵なり』という激越な言葉がみられことは、維新政府当局者の対外思想をよく現わしている。
- (4) 『岩倉公実記』中卷七〇〇ページ。
- (5) 前註(1)を参照。
- (6) 多くの研究者がこの二面性または二重性を指摘している。たとえば、蠟山政道『政治史』一一〇ページ以下、時野谷勝「明治初年の外交」(岩波講座『日本歴史』近代2所収) 二二八—二二九ページ、武者小路公秀「日本人の対外意識」(『思想』第四四号所収) 九三ページ以下参照。
- (7) 『日本外交文書』第一卷第一冊 五七三—五七四ページ。
- (8) 『日本外交文書』は六月二十二日とする。第一卷第一冊 九三—九三三ページ。ここでは『宗重正家記』による。
- (9) 田保橋・前掲書、上卷一四八ページ。

- (10) 『日本外交文書』第一卷第一冊五七五—五七九ページ。
- (11) 『松菊木戸公伝』上巻一六二—一六三ページ以下参照。大島友之允はまた文久三年五月、老中板倉勝静の謀臣山田安五郎(方谷)に会見して対朝藩加増について交渉したが、方谷は、朝鮮征服を説いたという。方谷も「内訌を転じて外征となし、国民の志気を外に移さん」としたのである。渋沢栄一『徳川慶喜公伝』第四巻、一六一—一七二ページ。幕府内に征韓論者として勝のほか方谷のごとき影響力ある人物がいたことは注目し得る。木戸も方谷の思想を十分知っていたに違いない。もっとも大島の征韓論は方谷の「祖述」(田保橋・前掲書三〇〇ページ)とのみは考えられない。
- (12) 『海舟日記』文久三年四月二七条。なお渋沢・前掲書、第四巻、一八二—一八三ページ以下を参照。
- (13) 井上清『日本の軍國主義』一—五〇ページ。
- (14) おそらく、この許可および命令が下されたのは、方谷および海舟の老中板倉への働きかけによるものであろうかとされている。渋沢・前掲書、第四巻、一八一—一九二ページ。
- (15) 本論文第一章を参照。
- (16) 津田左右吉「維新政府の宣伝政策」(『津田左右吉全集』第八巻所収)を参照。
- (17) 『木戸孝允日記』明治五年七月二十九日条。妻木忠太『史実考証木戸松菊公逸事』によれば、建言のおこなわれたのは明治元年二月中である。同書三〇ページ。なお木戸は二月一日付で外国事務掛を兼任している。
- (18) 田保橋・前掲書、上巻一四四—一四五ページ。
- (19) 『日本外交文書』第一卷第二冊六九〇ページ以下参照。
- (20) 『宗重正履歴集』巻三明治元年一〇月八日。田保橋・前掲書、上巻一五三—一五四ページ。
- (21) この裁判書契および大差大修使書契の提示された日時は重要である。しかし、これまでの日本外交史研究では研究者によってマチマチになっている。たとえば、丸山国雄『日本外交史』は明治元年三月三日(五五—五六ページ)。信夫清三郎『近代日本外交史』は明治元年十一月(四九—五〇ページ)、英修道『明治外交史』は明治二年一月(三九—四〇ページ)。十一月説としては、清沢列『外交史』(現代日本文明史8)(一九七—一九八ページ)、田保橋・前掲書上巻一五九—一六〇ページ。このような混乱の主たる原因は『日本外交文書』第一卷第二冊六九〇—六九七ページに取められた書契が日付を欠き、かつ『朝鮮交渉始末』、『岩倉公実記』のような基礎的資料における記述が統一を欠くからである。ここでは『岩倉公実記』および当時外国官副知事であった大隈の言を重んじて、十二月説をとらず十一月説をとった。田保橋氏の研究はきわめて堅実であり、依拠するに足るが、裁判書契の提示が十二月十八日とすると、対馬を出発してからの日数は五〇日近くなり、その理由が疑問である。十二月は十一月のミスブリントかとも思われる(一五九—一六〇ページ)。しかし、十一月説をとっても、木戸の企図についての結論はさして変らない。なお、木戸日記によると、

朝鮮側の「無礼」に関する対州藩からの緊急報告を東京政府が受理したのは、おそらく十二月十三日のことであつたように思われる。

(22) 田保橋・前掲書上巻二五八―一六一ページ。『西南記伝』上巻一、二五三ページ以下には、朝鮮側の抗議書が収められている。

(23) 『木戸孝允日記』第一、明治元年十二月十四日条。日記によるとこの年十月下旬から、木戸が対州人とともにイギリス公使館員としきりに接触しているのは注目すべきである。宗重正、大島友之允も同行している。対韓交渉に対するイギリスのバックアップを工作しつつあつたのであろう。すでに文久元年にイギリスは対馬經由の日韓貿易への参加を幕府に希望しており、同年のロンヤ軍艦による対馬占拠問題にも、日本側の意向にそつて圧力を行使した。対州藩および朝鮮問題との縁由はかなり深かつたのである。木戸はこれを利用して、日英提携を実現させようとしたのだとみられる。周到というべきである。なお木戸日記にいう「大なる事件」のいま一つは、廃藩置県である。

(24) 井上清『日本現代史―明治維新』三四八―三四九ページを参照。

(25) 『大隈伯爵日譚』五四四―五四五ページ。

(26) 田保橋・前掲書、上巻一八一―一八二、三三一ページを参照。なお、明治元年から明治四年に至る朝鮮側公式記録はほとんどなくなつていゝる。おそらくこれは意図的に廃棄されたものであろう。日本側の公式記録たる『大日本外交文書』にも誤解があるとされている(第一巻第一冊六九〇ページ以下)。田保橋・同右、一八一、一六六―一六七ページを参照。

(27) 「大修大差参判御用覚」、『宗重正家記』巻三「朝鮮御用件書取」、田保橋・前掲書、上巻一六五―一六六ページ。

(未完)